

(1) 山形県企業立地促進補助金（新設）

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額
新設	大規模	県内に用地を取得し、工場を設置する場合 (1)土地を除く固定資産の取得額(消費税除く。以下同じ。)が100億円以上 (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が300名以上 (3)用地取得から3年以内の着手、5年以内の操業	土地を除く 固定資産の 取得額	補助率：10% 【バイオ加算+5%】 【鳥海南工業団地 特別加算措置参照】 限度額：50億円
	一般	県内に用地を取得し、工場を設置する場合 (1)土地を除く固定資産の取得額3億円以上(空工場の取得の場合は5,000万円以上) (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が ①10名以上 ②20名以上 (3)用地取得から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業		補助率： 対象経費が15億円以下の部分は20% 対象経費が15億円を超える部分は5% 【バイオ加算+5%、鳥海南工業団地特別加算措置参照】 限度額：①3億円 ②10億円
	拠点団地	鳥海南工業団地に用地を取得し、工場を設置する場合 (1)土地を除く固定資産取得額1億円以上(空工場の取得の場合は、5,000万円以上) (2)用地取得から3年以内の着手、5年以内の操業		補助率：10% 【バイオ加算+5%】 【鳥海南工業団地 特別加算措置参照】 限度額：3億円
	研究開発施設	県内に用地を取得し、研究開発施設を設置する場合 (1)土地を除く固定資産の取得額3,000万円以上(空工場の場合は、1,500万円以上) (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が5名以上 (3)用地取得から1年以内の着手、2年以内の操業		補助率：25% 【バイオ加算+5%】 【鳥海南工業団地 特別加算措置参照】 限度額：10億円
	本社機能移転	県内に建物を建設し、本社機能を設置する場合 (1)本社機能交付対象固定資産の取得額5,000万円(空きオフィス等の取得の場合は2,500万円)以上 (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が ①10名以上 ②20名以上 (3)本社等建物の建設着手から2年以内の操業		補助率： 対象経費が15億円以下の部分は20% 対象経費が15億円を超える部分は5% 限度額：①3億円 ②10億円
	賃貸・リース	県内に工場等を設置する場合 (1)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上 ※自動車関連企業で新規常用雇用者が50名以上の場合、補助率の加算あり		建物・ 設備の賃貸 ・リース額

注) 新規地元常用雇用者について

次の要件をすべて満たす方が対象となります

- ① 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者
- ② 県内に住所を有する者
- ③ 雇用期間の定めのない者

区分		対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額
新設	物流関連施設	一般	県内に用地を取得し、物流関連施設を設置する場合 (1) 土地を除く固定資産の取得額3億円以上 (空工場の取得の場合は5,000万円以上) (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が ①5名以上 ② 20名以上 (3) 用地取得から1年以内の着手、2年(対象経費 が15億円を超える場合は3年)以内の操業	土地を除く 固定資産の 取得額	補助率： 対象経費が15億円 以下の部分は15% 対象経費が15億円 を超える部分は5% 限度額：① 3億円 ② 10億円
		賃貸・リース	県内に物流関連施設を設置する場合 (1) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が5名以上	建物・ 設備の賃貸 ・リース額	補助率：20% * 操業後5年間を対象 リースの場合は5カ年を 限度にリース期間の 1/2の期間を対象

※表中の「バイオ」はバイオ関連企業を指します。

※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。

※上記のほかにも要件がありますので、詳細はお問合せください。

※県の補助金のほか、県内市町村による独自の補助金もご活用いただけます。

<特別加算措置>

雪対策	新設に該当する企業	雪対策を講じる企業を対象 ① 消雪設備 補助率：100/100 基準額：1,200万円 ※消雪面積800㎡超かつ1,200万円以上の場合 別途加算の場合あり ② 除雪設備 補助率：50/100 限度額：500万円 ③ 利雪設備 補助率：30/100 限度額：1,000万円
社員寮	新設〔本社機能移転〕に該当する企業	社員寮への補助 対象：新設〔本社機能移転〕に該当し、自社の複数の社員が居住するための社員寮を設置する企業を対象 対象経費：社員寮の設置に要する経費（土地・家電等を除く） 補助：補助率20%、補助限度額1,200万円
賃貸・リース デポ	新設〔大規模、一般、賃貸・リース〕に該当する企業	デポ関連施設への補助 対象：東北管内にデポ（完成車工場などに納入するための一時保管所、加工施設等）を設置する企業を対象 要件：①対象の補助事業の操業開始から1年以内にデポを操業するもの。 ②自動車用部品の輸送拠点として、使用するために設置するもの。 補助：デポの賃貸・リースに要する経費 補助率：20% ※補助事業の操業開始から5年間を対象とする。 （リースの場合は、5年間を限度にリース期間の1/2の期間） ※上記の補助事業において、新規地元常用雇用者が50名以上の場合の補助率は100%
工業団地 鳥海南	新設〔大規模、一般、拠点団地、賃貸・リース、研究開発施設〕に該当する企業	大規模取得への補助 対象：① 2ha以上の用地を取得する企業 ② 5ha以上の用地を取得する企業 ③10ha以上の用地を取得する企業 補助：①補助率を1.2倍とする。 ②補助率を1.5倍とする。 ③補助率を2倍とする。

(2) 山形県企業立地促進補助金（増設）

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額
増設	大規模	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1)土地を除く固定資産取得額30億円以上 (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が30名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、3年以内の操業 (4)市町村における産業施策等に沿ったものであること	土地を除く固定資産の取得額	補助率： 対象経費が20億円以下の部分は10% 対象経費が20億円を超える部分は5% 【バイオ、有機エレ、自動車、航空機加算 +5%】 限度額：4億円
	一般	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1)土地を除く固定資産取得額5億円以上 (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が①10名以上 ②20名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業 (4)市町村における産業施策等に沿ったものであること		補助率：5% 【バイオ、有機エレ、自動車、航空機加算 +5%】 限度額：①5,000万円 ②1.5億円 【バイオ、有機エレ加算あり】
	立地後5年以内	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1)土地を除く固定資産の取得価格3億円以上 (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が①10名以上 ②20名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業		補助率： 対象経費が15億円以下の部分は20% 対象経費が15億円を超える部分は5% 【バイオ加算 +5%】 限度額：①3億円 ②10億円
	賃貸・リース	既に県内に工場を有する製造業等を営む立地企業(植物工場を運営する企業を含む) (1)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上	建物・設備の賃貸・リース額	補助率：5% *操業後5年間を対象とする 但し、リースの場合は5カ年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。
	研究開発施設	既に県内に工場を有する製造業を営む立地企業で、研究開発施設を設置する企業 (1)土地を除く固定資産の取得額1,500万円以上 (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が3名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業	土地を除く固定資産の取得額	補助率：5% 限度額：1億円
	物流関連施設	一般	事業の高度化等に資するために新たに物流関連施設を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1)土地を除く固定資産取得額5億円以上 (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業 (4)市町村における産業施策等に沿ったものであること	土地を除く固定資産の取得額
賃貸・リース		既に県内に工場を有する製造業を営む立地企業(物流業を営む企業を除く) 県内に物流関連施設を設置する場合 (1)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上	建物・設備の賃貸・リース額	補助率：5% *操業後5年間を対象とする 但し、リースの場合は5カ年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。

※表中の「バイオ」はバイオ関連企業、「有機エレ」は有機エレクトロニクス関連企業、「自動車」は自動車関連企業、「航空機」は航空機関連企業を指します。
 ※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。
 ※上記のほかにも要件がありますので、詳細はお問合せください。
 ※県の補助金のほか、県内市町村による独自の補助金もご活用いただけます。

(1) 山形県ソフト産業立地促進補助金（新設）

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額	
新 設	賃 借	県の誘致により県外から新たに進出する、IT業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業）及びデザイン業を行う企業	新規地元常用雇用者が5名以上 ※IT業向け特例に該当する場合は1名以上	①雇用奨励金 ②開設後5年間の事業所賃借料 ③初期費用 ※IT業のみ	補助率等： ① 1名あたり30万円 (IT業：1名あたり60万円) ② 1/2 ③ 1/2 ○限度額：3億円 (①～③に係る補助金の合計額通算)
	取 得	県の誘致により県外から新たに進出する、IT業、デザイン業及びコールセンター業（バックオフィス業務を含む）を行う企業	(1)土地を除く固定資産の取得額1億円以上 (2)新規地元常用雇用者が5名（コールセンター業については10名）以上 ※IT業向け特例に該当する場合は1名以上 (3)用地取得から1年以内の着手、2年（対象経費が15億円を超える場合は3年）以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	補助率等： ① 1名あたり30万円 (IT業：1名あたり60万円) ② 15億円以下の部分は20% 15億円を超える部分は5% ○限度額：10億円 (①②に係る補助金の合計額通算)

注1) 新規地元常用雇用者について
次の要件をすべて満たす方が対象となります
① 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者
② 県内に住所を有する者
③ 雇用期間の定めのない者

注2) 雇用奨励金の取り扱いについて
対象者：新規地元常用雇用者（1年以上継続雇用されている者に限る）※1名につき1回限り
対象期間：IT業は原則5年間、デザイン業、コールセンター業は原則3年間

注3) IT業向け特例
別途要件等がございますので、詳しくはお問い合わせください。

※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。
※上記のほかにも要件がありますので、詳細はお問合せください。
※県の補助金のほか、県内市町村による独自の補助金もご活用いただけます。

(2) 山形県ソフト産業立地促進補助金（増設）

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額	
増設	賃借	既に県内に事業所を有する、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業及びデザイン業を行う企業	新規地元常用雇用者が5名以上	①雇用奨励金 ②開設後1年間の事業所賃借料	補助率等： ① 1名あたり30万円 ② 1/2 ○限度額：1億円 (①②に係る補助金の合計額通算)
	取得	既に県内に事業所を有する、IT業、デザイン業及びコールセンター業（バックオフィス業務を含む）を行う企業	(1)土地を除く固定資産の取得額5億円以上 (2)新規地元常用雇用者が5名（コールセンター業については10名）以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	補助率等： ① 1名あたり30万円 ② 5% ○限度額：1億円 (①②に係る補助金の合計額通算)
	賃借（5年以内）	県の誘致により県外から新たに進出し、県内で操業開始から5年以内の、IT業及びデザイン業を行う企業	新規地元常用雇用者が5名以上 ※IT業向け特例に該当する場合は1名以上	①雇用奨励金 ②開設後5年間の事業所賃借料 ③初期費用 ※IT業のみ	補助率等： ① 1名あたり30万円 (IT業：1名あたり60万円) ② 1/2 ③ 1/2 ○限度額：3億円 (①～③に係る補助金の合計額通算)
	取得（5年以内）	県の誘致により県外から新たに進出し、県内で操業開始から5年以内の、IT業、デザイン業及びコールセンター業（バックオフィス業務を含む）を行う企業	(1)土地を除く固定資産の取得額1億円以上 (2)新規地元常用雇用者が5名（コールセンター業については10名）以上 ※IT業向け特例に該当する場合は1名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	補助率等： ① 1名あたり30万円 (IT業：1名あたり60万円) ② 15億円以下の部分は20% 15億円を超える部分は5% ○限度額：10億円 (①②に係る補助金の合計額通算)